

平成 24 年度静岡市一般廃棄物処理実施計画
実施状況検証・評価報告書

平成 25 年 2 月
静 岡 市

〈 目 次 〉

第1章 基本的事項

1.1 検証・評価の目的	1
1.2 計画期間	1
1.3 計画対象地域	1
1.4 計画目標	1
1.5 平成24年度清掃費当初予算額	2
1.6 一般廃棄物処理施設等の概要	2
(1) 収集センター	2
(2) 中間処理施設	3
(3) 最終処分施設	4
(4) し尿処理施設	4

第2章 目標達成状況

2.1 達成状況	5
2.2 平成24年度実施計画における目標数値の考察	5

第3章 ごみ処理実施計画

3.1 ごみ分別種類と排出量	7
3.2 ごみ処理主体と処理方法	8
3.3 4R推進計画	9
基本施策1 4R推進に向けた体制づくり	9
基本施策2 家庭ごみの減量化・資源化	10
基本施策3 事業系ごみの減量化・資源化、適正処理の徹底	11
基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取り組み	13
資源化量及び資源化の方法	14

3.4	収集・運搬計画	15
(1)	収集運搬量及び排出、収集運搬方法	15
(2)	市が収集運搬しないごみの処理方法	16
(3)	家電リサイクル法対象機器の指定引取場所	16
(4)	収集運搬許可業者及び事業者の搬入先	16
3.5	中間処理計画	17
3.6	最終処分計画	18
3.7	廃棄物適正処理計画	19
3.8	本市が処理する産業廃棄物の品目	20

第4章 生活排水処理実施計画

4.1	し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法	21
4.2	し尿・浄化槽汚泥処理量	21
4.3	生活排水適正処理推進計画	22
	基本施策1 公共下水道への接続と	
	下水道認可区域外での合併処理浄化槽設置の推進	22
4.4	し尿・浄化槽汚泥処理計画	23
	基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持	23

第1章 基本的事項

1.1 検証・評価の目的

静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成24年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下、「平成24年度実施計画」という。）について平成25年1月末現在における年度末見込実施状況を検証・評価し、平成25年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下、「平成25年度実施計画」という。）策定の基礎資料とします。

なお、各数値は、平成25年1月末現在実績数値と同2月、3月の見込数値（平成24年度の4月～1月の昨年度に対する増減率を昨年度2月、3月の実績に適用した数値）を合算した数値とします。

1.2 計画期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

1.3 計画対象地域 静岡市全域

1.4 計画目標

【ごみ処理基本計画】

- (1) 一人1日あたりごみ総排出量 : 1,110g（平成21年度実績：1,131g）
- (2) 一人1日あたり家庭ごみ総排出量 : 772g（平成21年度実績：814g）
- (3) 事業系ごみ年間総排出量 : 87,642t（平成21年度実績：83,379t）

【生活排水処理基本計画】

- (1) 生活排水処理率 77.7%（平成21年度実績：74.4%）

1.5 平成24年度清掃費当初予算額

○ 歳入

科目	金額
使用料及び手数料	946,138千円
国庫支出金	80,818千円
財産収入	3,191千円
繰入金	450,000千円
諸収入	137,988千円
市債	259,400千円
計	1,877,535千円

○ 歳出

科目	金額
清掃総務費	3,956,296千円
西ヶ谷収集センター費	40,656千円
西ヶ谷清掃工場費	1,022,557千円
沼上収集センター費	50,995千円
沼上清掃工場費	2,092,481千円
清水収集センター費	35,729千円
清水ごみ受付センター費	43,638千円
衛生センター費	442,346千円
最終処分場費	221,344千円
清掃工場再整備費	469,878千円
一般廃棄物処理施設整備基金費	600千円
計	8,376,520千円

表 1.5 - 1 平成24年度清掃費当初予算額

1.6 一般廃棄物処理施設等の概要

平成24年度実施計画に基づき、以下の施設等により一般廃棄物の処理を実施しました。

(1) 収集センター

	西ヶ谷収集センター	沼上収集センター	清水収集センター
所在地	葵区西ヶ谷557番地の1	葵区薬師14番地の2	清水区八坂町2102番地の1
保有車両台数計	28台	36台	19台
バッカー車	21台	28台	13台
その他車両	7台	7台	6台

(2) 中間処理施設

① 焼却施設と灰溶融施設

	西ヶ谷清掃工場	沼上清掃工場 焼却施設 ----- 沼上清掃工場 灰溶融施設
所在地	葵区西ヶ谷553番地	葵区南沼上1224番地
処理能力・方式	500 t/日 (250 t/日×2炉) シャフト炉式ガス化溶融方式	600 t/日 (200 t/日×3炉) ストーカ方式 ----- 120 t/日 (60 t/日×2炉) プラズマ溶融方式

② 不燃・粗大ごみ処理施設

	沼上資源循環センター 不燃・粗大ごみ資源化施設
所在地	葵区南沼上1224番地
処理能力等	100 t/5h 破碎・選別

③ 資源ごみ処理施設

	沼上資源循環センター		静岡リサイクル事業協同組合	
	ペットボトル資源化施設	スラグ資源化施設		
所在地	葵区南沼上1224番地		葵区富厚里1859番地の1	
処理品目	ペットボトル	溶融スラグ	びん	缶
処理能力等	5 t/5h	55 t/5h	8 t/1h	8 t/1h
	選別・圧縮・梱包	磨砕・粒度調整	選別・破碎	選別・圧縮・破碎

④ 小動物死体処理施設

	動物指導センター焼却炉	清水斎場内小動物焼却炉
所在地	葵区産女953番地	清水区北矢部1452番地
処理能力	100kg/1h	40kg/1h

(3) 最終処分施設

	沼上最終処分場	清水貝島最終処分場	由比最終処分場 注)
所在地	葵区北沼上387番地の1	清水区三保字貝島地先	清水区由比東山寺字山田183
埋立面積	36,000㎡	19,760㎡	6,050㎡
埋立容量	750,000㎡	246,000㎡	42,200㎡
残余容量	164,648㎡	16,829㎡	23,012㎡
埋立方法	セル方式	片押し方式	セル方式

※残余容量は最終覆土等を含む。

注) 平成20年11月の庵原郡環境衛生組合の解散により引き継いだ処分場であり、焼却灰の受け入れは行っていません。

(4) し尿処理施設

	静岡衛生センター	静岡衛生センター 南部中継所	清水衛生センター	庵原衛生プラント
所在地	葵区東千代田三丁目 5番1号	駿河区下川原南 3番1号	清水区堀込 722番地	富士市中之郷 2128番地の1
処理能力・方式	260kl/日 直接脱水方式	600kl/日 (貯留能力) 破碎処理・攪拌	200kl/日 標準脱窒素 処理方式	76.9kl/日 高負荷脱窒素 膜分離方式

	梅ヶ島し尿貯溜槽	井川し尿貯溜槽
所在地	葵区梅ヶ島4148番地の1	葵区田代1034番地
貯留能力	75㎡	50㎡

第2章 目標達成状況

以下のとおり、平成24年度実施計画の見込達成状況を報告します。

2.1 達成状況

【ごみ処理基本計画】

	平成24年度 目標値	平成24年度 見込達成状況	平成23年度 実績
(1) 一人1日あたりごみ総排出量	1,110g	1,054g	1,072g
(2) 一人1日あたり家庭ごみ総排出量	772g	725g	760g
(3) 事業系ごみ年間総排出量	87,642t	85,745t	81,814t

※ (1) 及び (2) における人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口としています。

【生活排水処理基本計画】

- (1) 生活排水処理率：78.6% (平成23年度実績)

2.2 平成24年度実施計画における目標数値の考察

【ごみ処理基本計画】

- (1) 平成24年度一人1日あたりごみ総排出量は、目標の1,110gに対し、さらに60g程度の削減となっており、達成が見込まれています。しかし、国の動向や景気変動などの社会情勢の変化による効果も一因として有り得ることから、平成25年度の目標数値については、原則、「静岡市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）」で定めた各年度の目標数値に基づき1,095gとし、これを上限として現状維持を目標としつつ、さらなる減量を目指すこととします。

ただし、これまでの実績と基本計画上の今後の目標数値を比較すると、既に目標を達成している状況にあることから、さらなる減量を目指すに当たっては、平成25年度において新たなごみ減量目標を設定することとします。

- (2) 平成24年度一人1日あたり家庭ごみ総排出量は、目標の772gに対し、50g程度の削減となっており、達成が見込まれています。平成25年度の目標数値については、(1)と同様に基本計画の目標数値である761gとします。
- (3) 平成24年度事業系ごみ年間総排出量は、目標の87,642tに対し、約2,000tの削減となっており、達成が見込まれています。基本計画上の目標は達成しているものの、前年度比では4,000t程度増加していることを受け、平成25年度の目標数値については、(1)と同様に基本計画の目標数値である86,263tとして、減量に転じるように働きかけを強化します。

【生活排水処理基本計画】

- (1) 生活排水処理率の算定においては、数課のデータを必要とし、見込の数値を算出することが困難であるため、平成 23 年度の実績を記載しました。

生活排水処理率の算出は、下水道整備計画や合併処理浄化槽の設置などに大きく影響されるため、平成 25 年度実施計画の目標数値は、基本計画の目標数値である 78.7%とします。

第3章 ごみ処理実施計画

平成24年度実施計画「第2章 ごみ処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

3.1 ごみの分別種類と排出量

廃棄物の種類		排出量	排出量小計	排出量合計	総排出量
ごみ総排出量	ごみ排出量	集団資源回収	20,595 t	20,595 t	20,595 t
		家庭ごみ	可燃ごみ	144,884 t	168,379 t
	不燃・粗大ごみ		15,618 t		
	【内訳】金属類		3,756 t		
	乾電池		93 t		
	その他		11,769 t		
	資源ごみ		7,877 t		
	【内訳】びん		4,822 t		
	缶類		1,857 t		
	古紙類		699 t		
	ペットボトル		483 t		
	白色トレイ	16 t			
	事業系ごみ	可燃ごみ	83,646 t	85,745 t	
		不燃・粗大ごみ	2,099 t		
		【内訳】金属類	105 t		
		乾電池	9 t		
		公共側溝汚泥	502 t		
その他	1,483 t				
※ 事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。					
小動物の死体		6,094体	—	—	6,094体

表 3.1 - 1 ごみの分別種類と排出量

3.2 ごみの処理主体と処理方法

廃棄物の種類		収集運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭ごみ	可燃ごみ	市、委託業者 許可業者(一部) 直接搬入	市	焼却、熔融 直接熔融	市	埋立
	不燃・粗大ごみ			破碎、資源化		
	乾電池	市、直接搬入	委託業者	破碎、資源化	委託業者	
	資源ごみ	ペットボトル	委託業者	市	資源化	
		びん・缶、古紙等	委託業者	委託業者	資源化	—
事業系ごみ	可燃ごみ	市、委託業者 許可業者、直接搬入	市	焼却、熔融 直接熔融	市	埋立
	不燃・粗大ごみ		許可業者等	焼却、資源化	許可業者等	
		直接搬入	市	焼却、熔融 直接熔融 破碎、資源化	市	
		乾電池	直接搬入	委託業者	破碎、資源化	
	公共側溝汚泥	委託業者	—	—	—	

※ 事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

小動物の死体	市、委託業者	市	焼却	市	埋立
--------	--------	---	----	---	----

3.3 4R（発生抑制、排出抑制・再利用・再生利用）推進計画

【基本施策1 4R推進に向けた体制づくり】

(1) 施策1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進

① 市広報媒体による情報の共有化

- ・暮らしの中で実行できるごみ減量の工夫などについての情報を市民、事業者を提供

ごみの出し方パンフレットの発行	366,500部配布
しずおか気分への記事掲載	2回掲載
ホームページの更新	随時更新

② イベント開催などによる意識啓発・環境教育の推進

- ・4Rを推進するイベントや講座を開講し、市民、事業者に対し意識啓発、環境教育を推進

ごみリサイクル展の開催	1回開催、約6,000人来場
ごみ減量とりサイクル講座 (清掃工場見学含む)	98回開催、6,078人参加

③ 啓発施設の活用

- ・平成23年5月に沼上資源循環センター啓発施設が開設。小学校などの団体向けに、ごみ減量啓発講座を実施

(2) 施策2 市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進

① 4R推進委員会との連携

- ・市民、事業者、市の3者が協働して4Rを推進する施策を検討、推進

4R推進委員会の開催	2回開催
------------	------

② レジ袋削減協定締結の推進

- ・レジ袋削減に向けた取組みに関する協定を推進するとともに、活動の定着を促進させるため、締結事業者の取組みを広報するなどの支援を実施

平成25年1月末現在： 26社 94店舗

③ 自主店頭回収などの推進

- ・事業者に対して、自主的な店頭回収などを行うよう働きかけるとともに、事業者の取組みを広報するなど支援を実施

事業者への働きかけ	方法の検討及び実施
事業者の取組みを広報	広報内容を検討

④ 環境美化活動の推進

- ・自主的な地域の環境美化活動を支援

ボランティアごみの収集	362回
-------------	------

⑤ 廃棄物減量等推進員活動の推進

- ・自治会などから推薦いただいた市民を廃棄物減量等推進員として委嘱するとともに、その活動を支援

廃棄物減量等推進員の委嘱	972人委嘱
廃棄物減量等推進員研修会等の開催	6回開催

⑥ 市民意見の聴取

- ・ごみ減量等に関する事項を審議していただくため、清掃対策審議会を開催するとともに、ごみ減量に関する市民意識調査を実施

清掃対策審議会の開催	3回開催
市民意識調査の実施	平成24年7月2日 ～7月23日

【基本施策2 家庭ごみの減量化・資源化】

(1) 施策1 生ごみの減量化

- ・市広報媒体を利用して、市民に対して生ごみの減量化に関する情報提供、啓発を行うとともに、生ごみ処理機器の普及を促進

生ごみ処理機器購入費補助	堆肥化処理容器 96基
	電気式処理機 80機

(2) 施策2 紙ごみの減量化・資源化

- ・市広報媒体を利用した、市民に対する紙ごみの減量化、資源化に関する情報提供、啓発

(3) 施策3 集団回収への積極的な取り組み

- ・ 集団回収活動に対する支援を実施

集団回収活動実施団体数	970 団体
-------------	--------

(4) 施策4 ごみ収集方法等の一元化の検討

- ・ 地域で一部異なるごみの収集方法等の一元化の検討

収集方法等一元化の検討	審議会への報告 自治会等への周知
-------------	---------------------

(5) 施策5 家庭ごみ有料化の検討

- ・ 家庭ごみ有料化導入是非決定に向けた検討

家庭ごみ有料化の検討	意見交換会の開催 市民意識調査の実施
------------	-----------------------

【基本施策3 事業系ごみの減量化・資源化、適正処理の徹底】

(1) 施策1 事業系ごみの減量化・資源化の推進

① 多量排出事業所への指導の徹底

- ・ 多量排出事業所への立入調査を行い、多量排出事業所減量化指導要綱に基づき、減量化計画書の提出、管理責任者の選任、及び立入調査など、ごみの減量化・資源化を指導
- ・ 要綱の条例化の検討については、当面要綱での運用とすることとしたうえで、今後の減量化施策の動向に応じて適切な時期に検討する

減量化計画書の提出	229 事業所
管理責任者の選任	229 事業所
立入調査	100 事業所

② 小規模事業所対策の徹底

- ・ 事業所に対して、紙ごみのリサイクルルートへの誘導を行います。

紙ごみのリサイクルルートへの誘導	清掃工場での働きかけ
------------------	------------

③ 優良事業者表彰制度の創設

- ・ごみ減量において、他の模範となる排出事業所や、一般廃棄物処理業務において他の模範となる処理業者について、表彰制度の創設を検討

表彰制度の創設	制度の詳細検討
---------	---------

④ イベントごみ適正処理マニュアルの策定

- ・イベント開催時に発生するごみの適正処理の指針となるマニュアルの策定を検討

適正処理マニュアルの策定	マニュアル案の検討
--------------	-----------

(2) 施策2 自己処理責任の徹底

① 搬入検査の実施

- ・清掃工場において搬入検査を実施

収集運搬許可業者	7回
----------	----

② 家庭ごみ集積所への不適正排出指導の徹底

- ・家庭ごみ集積所への不適正排出を指導

不適正排出指導	1,150件
---------	--------

③ 事業所用ごみ袋制度の見直し

- ・葵区、駿河区の収集運搬許可業者に対して事業所用ごみ袋の導入を推奨

事業所用ごみ袋導入の働きかけ	業者への働きかけ
----------------	----------

④ 本市が処理する産業廃棄物の品目の見直し

- ・本市が処理する産業廃棄物の品目について検討

平成23年度に下水道汚泥焼却灰を追加したところではありますが、引き続き自己処理責任の徹底の観点から、対象品目の整理を継続します

併せ産廃品目の検討	対象品目の整理
-----------	---------

【基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取り組み】

(1) 施策1 清掃工場での余熱利用

① 余熱利用等による発電の実施

- ・ 沼上清掃工場及び西ヶ谷清掃工場で、発電及び売電を実施

清掃工場名	発電量	うち売電量
西ヶ谷清掃工場	62,983Mwh	38,746Mwh
沼上清掃工場	51,779Mwh	22,450Mwh
合計	114,762Mwh	61,196Mwh

表 3.3 - 1 余熱利用等による発電の実施

(2) 施策2 溶融スラグの有効利用

- ・ 溶融スラグの有効利用を推進

処理施設	処理量	スラグ生成量	メタル発生量
西ヶ谷清掃工場	114,196 t	8,360 t	1,448 t
沼上清掃工場 灰溶融施設	9,912 t	5,707 t	375 t
合計	124,107 t	14,067 t	1,823 t

表 3.3 - 2 スラグ生成量とメタル発生量

◎ 資源化量及び資源化の方法

資源ごみの種類	内容	資源化
びん	<p>葵・駿河区 収集・選別加工を業者委託、業者が独自ルートで資源化</p> <p>清水区 市民が分別排出し、収集を業者委託、再生びんは指定法人ルートで資源化。生きびん及び缶は業者が独自ルートで資源化</p>	4,822 t
缶・日用金属	回収事業を実施する自治会などに対して奨励金を交付	1,857 t
古紙(古布)類	<p>集団回収 奨励金を交付し、自治会などの団体による古紙(古布)類の回収・資源化を促進</p>	20,595 t
	<p>行政回収 集団回収を補完するため、業者委託により古紙(古布)類を回収・資源化</p>	699 t
ペットボトル	業者委託により収集、市施設で圧縮加工し、指定法人ルートで資源化	483 t
白色トレイ	業者委託により収集し、指定法人ルートで資源化	16 t
金属類	<p>不燃粗大ごみの戸別収集時に、金属類を分別回収</p> <p>不燃粗大ごみの破碎処理時に、金属類を回収</p> <p>回収した金属類を独自ルートで資源化</p>	3,963 t
熔融スラグ	「西ヶ谷清掃工場」及び「沼上清掃工場灰熔融施設」で生成するスラグを埋戻し材等に再利用	14,067 t
熔融メタル	スラグ生成の過程で発生するメタルを独自ルートで資源化	1,823 t
合計		48,325 t

※指定法人ルートとは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通して再資源化を実施するものです。

表 3.3-3 資源化量及び資源化の方法

3.4 収集運搬計画

(1) 収集運搬量及び排出、収集運搬方法

ごみの種類	収集方法		収集頻度	収集量
可燃ごみ	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		週2回	146,386 t
	事業所用指定ごみ袋による集積所収集（葵・駿河区のみ）			
不燃・粗大ごみ	事前申込みによる戸別収集		月1回	5,768 t
	集積所収集（葵区安倍6地区のみ）			
資源ごみ				7,877 t
びん	コンテナによる集積所収集		月1回	4,822 t
缶・金属類	葵・駿河区	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集	月1回	1,857 t
	清水地区	網袋による集積所収集		
	蒲原地区	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		
	由比地区	スチール缶…コンテナ又は網袋による集積所収集 アルミ缶…家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		
古紙類	葵・駿河区	紙ひもで縛り集積所収集	隔月1回	699 t
	清水地区	紙パック…スーパーマーケット等での拠点回収（清水地区のみ）	月1回	
	蒲原地区	全地域集団回収のみ実施	-	
	由比地区		-	
ペットボトル	葵・駿河区	スーパーマーケット等での拠点回収	随時	483 t
	清水地区	折り畳み式回収袋による集積所収集	月1回	
	蒲原地区	公共施設等での拠点回収	随時	
	由比地区	コンテナ等による集積所収集	月1回	
白色トレイ	清水地区	スーパーマーケット等での拠点回収	随時	16 t
	蒲原地区			
合計				160,031 t

※集積所とは、自治会・町内会長の届出により設置され、当該自治会・町内会により管理されている、可燃ごみ、一部地域の不燃・粗大ごみ及び資源ごみ置き場を言います。

表 3.4-1 収集運搬量及び排出、収集運搬方法

(2) 市が収集運搬しないごみの処理方法

区分	処理方法
家電リサイクル法対象機器	排出者が① 小売業者へ引き取りを依頼、② 許可業者へ指定引取場所までの収集運搬を依頼、③ 指定引取場所へ直接搬入
パーソナルコンピュータ	排出者が「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、適正に処理
一時多量ごみ	排出者が①清掃工場へ直接搬入 ② 許可業者へ清掃工場への収集運搬を依頼
その他	清掃工場での処理は可能であるが、収集困難な物については、排出者自らが収集可能な状態にする、または清掃工場へ直接搬入する。 清掃工場で処理できないものについては、排出者自らが専門業者に相談、または購入店に引取を依頼する。

(3) 家電リサイクル法対象機器の指定引取場所

業者名	住所
都商事(株)	清水区半左衛門新田30
日本通運(株)静岡支店 中央ビジネスセンター事業所	葵区古庄二丁目20-38
(株)篠原産業	富士市中里2608-43
中京けい運輸(株)静岡営業所	富士市大野字大野南157-1

(4) 収集運搬許可業者及び事業者の搬入先

一般廃棄物排出場所	運搬先
葵区	収集運搬許可業者及び事業者は、西ヶ谷清掃工場若しくは沼上清掃工場又は処分業許可業者の処分施設へ搬入する。
駿河区	
清水区	

3.5 中間処理計画

(1) 中間処理量

① 焼却、溶融処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		西ヶ谷清掃工場	沼上清掃工場	合計
可燃ごみ	市	22,913 t	26,463 t	49,376 t
	委託業者	47,251 t	49,793 t	97,044 t
	許可業者	30,305 t	26,297 t	56,602 t
	直接搬入者	10,199 t	15,309 t	25,508 t
	うち家庭	1,582 t	2,598 t	4,180 t
	うち事業者	8,617 t	12,711 t	21,328 t
破碎可燃残渣	市	9 t	5,566 t	5,575 t
合計		110,677 t	123,428 t	234,105 t

※ 事業者が直接搬入する可燃ごみには本市が処理する産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず及びこれらに係る燃えがら）を含む。

※ 事業者が直接搬入する可燃ごみには衛生センターからの脱水ケーキ・しさを含む。

表 3.5 - 1 焼却、溶融処理量

② 破碎処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		金属類	破碎可燃残渣	処理量計
不燃・粗大ごみ	市・委託業者	1,432 t	4,342 t	5,774 t
	直接搬入者	2,531 t	7,777 t	10,308 t
	うち家庭	2,417 t	7,427 t	9,844 t
	うち事業者	114 t	350 t	464 t
合計		3,963 t	12,119 t	16,082 t

※ 本市が処理する産業廃棄物…金属くず、木くず、乾電池

表 3.5 - 2 破碎処理量

3.6 最終処分計画

(1) 最終処分量

廃棄物の種類	搬入者	処理量			
		沼上最終処分場	清水貝島最終処分場	由比最終処分場	合計
焼却灰等	市・事業者	9,350 t	2,786 t	-	12,136 t
公共側溝汚泥	市	502 t	-	-	502 t
下水道汚泥焼却灰	企業局	-	-	-	-
不燃物	市	-	552 t	-	552 t
その他	市・事業者	1,117 t	14 t	2 t	1,133 t
小計		10,969 t	3,352 t	2 t	14,323 t
覆土		3,110 t			3,110 t
合計		14,079 t	3,352 t	2 t	17,433 t

表 3.6 - 1 最終処分量

3.7 廃棄物適正処理計画

【基本施策6 廃棄物適正処理の徹底】

(1) 施策1 不法投棄対策

① 防止対策の徹底

- ・監視パトロールなどを行うとともに、山間地等不法投棄監視員と協力し、不法投棄の防止を推進

監視パトロール	100件
山間地等不法投棄監視員の委嘱	136人

(2) 施策2 取扱困難廃棄物の処理

① 法定処理困難物等の適正処理

- ・本市処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与える処理困難物は、次のとおりとし、本市施設では処理を行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・タイヤやブロックなど破碎施設に多大な影響を及ぼすもの・オイルや塗料など焼却施設に多大な影響を及ぼすもの・農業やガスボンベなど人体に危険が及ぶもの |
|---|

(3) 施策3 災害廃棄物の処理

- ・災害廃棄物処理基本計画の見直し

災害廃棄物処理計画の見直し	基本計画改訂案の策定
---------------	------------

3.8 本市が処理する産業廃棄物の品目

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第 14 条の規定により本市が処理する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（多量であるもの、著しく大きいもの及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）とする。

- (1) 木くず（建設現場からのものを除く）
- (2) 紙くず（建設現場からのものを除く）
- (3) 繊維くず（建設現場からのものを除く）
- (4) 金属くず（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パーソナルコンピュータを除く廃家電を含む）
- (5) 乾電池
- (6) 下水道汚泥焼却灰
- (7) (1) から (3) までに掲げる産業廃棄物に係る燃えがら

第4章 生活排水処理実施計画

平成24年度実施計画「第3章 生活排水処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

4.1 し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法

廃棄物の種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	直接脱水方式 標準脱窒素処理方式 高負荷脱窒素膜分離方式	市	埋立
浄化槽汚泥					

4.2 し尿・浄化槽汚泥処理量

廃棄物の種類	施設別処理量				
	南部中継所	静岡衛生センター	清水衛生センター	庵原衛生プラント	計
し尿	4,063Kl	5,212Kl	2,612Kl	1,290Kl	13,177Kl
浄化槽汚泥	19,490Kl	35,915Kl	40,391Kl	13,912Kl	109,708Kl
合計	23,553Kl	41,127Kl	43,003Kl	15,202Kl	122,885Kl

表 4.2 - 1 し尿・浄化槽汚泥処理量

4.3 生活排水適正処理推進計画

【基本施策1 公共下水道への接続と下水道認可区域外での合併処理浄化槽設置の推進】

(1) 施策1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進

① 市広報媒体による情報の提供

- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助制度、適正な生活排水処理に関する情報などの提供

パンフレットの作成	1,000部作成
しずおか気分への記事掲載	1回掲載
ホームページの更新	随時更新

② 地元説明会の開催

- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助制度に関する地元説明会の開催

説明会の開催	随時開催
--------	------

※ 浄化槽設置整備事業補助対象区域の説明資料を生涯学習交流館へ配布

(2) 施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用

- ・合併処理浄化槽の設置等整備に対して補助を行い、下水道認可区域外等における合併処理浄化槽の設置・付替えを推進

合併処理浄化槽設置整備事業補助	341基補助
-----------------	--------

4.4 し尿・浄化槽汚泥処理計画

【基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持】

(1) 施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

- ・し尿浄化槽汚泥の適正な処理能力を維持するための体制の整備についての検討

処理体制の整備	方針案の検討
収集運搬体制の整備	方針案の検討
し尿くみ取り体制の再検討	方針案の検討

(2) 施策2 合併処理浄化槽の適正な管理

- ・市民・事業者に対して、保守点検、法定検査等の合併処理浄化槽の適正管理を啓発

新規設置者向け講習会の開催	9回開催
市広報媒体を活用した啓発	広報紙1回掲載
浄化槽台帳の再整備	再整備の実施